

令和2年4月15日

保護者様

県立新発田竹俣特別支援学校長

臨時休業期間中の健康観察や対応等について（お願い）

日頃から当校の教育活動にご理解とご協力をいただき、心より感謝いたします。

令和2年4月20日(月)から5月6日(水)までの臨時休業期間中における対応等につきまして以下のとおりといたします。

また、臨時休業期間中の日常生活では、下記に留意して過ごすとともに、毎日、朝晩の体温を測定し記録するなど、お子様の健康状態を注意深く観察し、発熱等の症状がみられる場合には、学校に必ずご連絡くださるようお願いいたします。保護者の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

記

1 健康状態の観察等におけるお願い（体温記録票の記入を引き続きお願いいたします）

(1) 発熱等の症状がみられる場合の連絡について

- 報告をお願いする主な症状
 - ・ 37.5 度以上、又は平熱より 0.5 度以上体温が高い場合。
 - ・ 倦怠感、咳や息苦しさなどの症状がある場合
 - ・ 以上の症状が改善された場合
- 連絡先等

学級担任宛てに、午前 10 時までに電話連絡してください。

電話番号 0254 - 31 - 1500（新発田竹俣特別支援学校）

(2) 日常生活で気をつけること

- 人混みの多い場所をはじめとして、不要不急の外出は避けてください。特に、持病がある方は、より一層注意してください。
- こまめな手洗いが大切です。特に、帰宅時や食事前などには、石けんを使って、手を洗いましょう。
- 咳などの症状がある方は、咳やくしゃみで手を押さえると、その手で触ったものにウイルスが付き、ドアノブなどをおして他の方に病気をうつす可能性があるため、咳エチケットを守りましょう。
- 発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは、無理をせず自宅で休養してください。

(3) こんな症状には

- 風邪症状が軽度である場合は、上述のとおり、自宅での安静・療養を原則としま

【裏面あり】

すが、状態が変化した場合には、「帰国者・接触者相談センター」またはかかりつけ医に相談の上、受診してください。ただし、基礎疾患等のある人の場合は、より早期・適切な受診につなげてください。

- 相談の結果、新型コロナウイルスの感染の疑いのある場合、センターでは専門の「帰国者・接触者外来」を紹介しています。その際には、マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。受診の結果、検査を受けることとなった場合は、当校にご連絡ください。
- 「帰国者・接触者相談センター」は、すべての都道府県で設置しています。詳しくは、以下のURLからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyassessyokusya.html

2 休業期間中の生活について

(1) お子様の居場所確保について

- 臨時休業期間中のお子様の居場所確保をお願いします。できるだけ自宅でお過ごしください。
- 4月20日（月）から5月1日（金）の期間中の平日で、自宅で過ごすことが難しく、預ける場所も見つからない場合は、4月17日（金）午後5時までに、担任にお知らせください。その場合は午前9時から午前11時30分までの間学校でお預かりいたします。

電話番号 0254-31-1500（新発田竹俣特別支援学校）

※ 発熱やせきなどの風邪症状があるお子様は、お預かりできません。

(2) その他

- 臨時休業期間中のお子様の暮らしについては、別に配布しました「生徒指導だより」をご覧ください。
- 臨時休業期間中の学校からの課題等につきましては、各学部からのたより等をご覧ください。
- 週1回程度、職員からお子様の様子伺いの電話連絡をいたします。
- 5月7日（木）からの予定につきましては、後日お知らせいたします。
- 何か心配なことなどがございましたら、学校までご連絡ください。

県立新発田竹俣特別支援学校

TEL 0254-31-1500